

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月5日 19時35分ごろ
発生場所	新潟県上越市関川 直江津港導流堤北灯台から真方位151°990m付近 (概位 北緯37°10.8′ 東経138°14.9′)
事故の概要	プレジャーボートTORA丸は、南進中、プロペラ翼に浮遊していたロープが絡まって航行不能となり、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート TORA丸、2.6トン
船舶番号、船舶所有者等	250-55080新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラ翼に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 水象：水上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：18時40分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せて関川の河口を上流に向けて南進し、マリーナの所在する支流に向けて左転しようとした際、船長が船外機の運転音の低下に気づき、船外機を点検しようとして中立運転としたところ、川の流れによって右岸方に圧流され、川岸の水面下に設置されていた消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、本事故後、船外機をチルトアップし、プロペラ翼に本船のものではないロープが絡まっているのを認めた。 本船は、錨及び錨索を備えていた。 本船の喫水は、船首が約0.3m、船尾が約0.6mであった。
分析	本船は、南進中、船外機のプロペラ翼に浮遊していたロープが絡まった際、投錨せずに船外機を中立運転としたことから、川の流れによって圧流され、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南進中、船外機のプロペラ翼に浮遊していたロープが絡まった際、投錨せずに船外機を中立運転としたため、川の流れによって圧流され、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中に運航不能となった場合、圧流されないよう直ちに投錨す

	ること。
--	------